指定管理者の指定について (加西市グローバルセンター)

次の者を加西市グローバルセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

記

- 1 管理を行わせる施設の名称 加西市グローバルセンター(加西市北条町北条28番地の1)
- 2 指定管理者

特定非営利活動法人 加西市国際交流協会 (加西市北条町北条28番地の1)

3 指定期間

令和7年10月1日から令和12年3月31日まで

## (審議資料)

加西市グローバルセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- (1) 指定管理者 特定非営利活動法人 加西市国際交流協会
- (2) 所 在 地 加西市北条町北条28番地の1
- (3) 指 定 期 間 令和7年10月1日~令和12年3月31日
- (4) 指定管理料 72,000,000円
- (5) 法人の事業 外国人のための生活相談、通訳・翻訳、出張語学講座、日本語教 室、外国語コミュニケーションクラス、国際交流イベントの開催